

三	有害液体物質の処理に関する知識	二時間
四	有害液体物質を輸送する船舶における火災、爆発及び消火実務	二時間
五	検知器具及び保護具の取扱い方法	一時間
六	災害防止対策	二時間
七	海上汚染防止対策	二時間
八 令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法令	二時間

三 有害液体汚染防止管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第十二条の二の二十三第一項第二号に該当する者に行わせること。

(準用)

第十二条の二十六 第十二条の二十一から第十二条の二十二までの規定は登録学科講習、登録学科講習実施機関及び登録学科講習の実施に関する事務について準用する。

第四十二条第一項中「第十二条の二の十四、第十二条の二の十五、第十二条の二の十七及び第十二条の二の十九」を「第十二条の二の三十二、第十二条の二の三十四、第十二条の二の三十五、第十二条の二の三十七及び第十二条の二の三十九」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条の二の八関係）

- 一 模擬機関室
- 二 模擬船室
- 三 模擬タンク破口及び模擬タンク噴出設備
- 四 模擬船舶載貨設備
- 五 模擬亀裂甲板設備
- 六 模擬タンク設備
- 七 消火ポンプ
- 八 送水管
- 九 消火栓
- 十 消火ホース
- 十一 ノズル
- 十二 水噴霧放射器
- 十三 国際陸上施設連結具
- 十四 液体消火器
- 十五 泡消火器
- 十六 鎮火性ガス消火器
- 十七 粉末消火器
- 十八 消火剤
- 十九 有害液体物質処理資材
- 二十 有害液体物質防護資機材

別表第一の次に次の一表を加える
別表第一の二（第十二条の二の二十）

別表第一の二（第十二条の二の二十三関係）

講 習 科 目	条 件
一 有害液体物質の化学的性質及び物理的特性に関する知識	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格であつて、これらより上級の資格に就いた後一年以上船舶船員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）以下、大学等（という。）において化学に関する科目を修得して卒業した者であること。
二 有害液体物質の取扱いに関する実務	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格であつて、これらより上級の資格に就いた後一年以上船舶船員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二 大学等において化学に関する科目を修得して卒業した者であり、かつ、有害液体物質の取扱に関する作業又はこれと同等と認められる作業に三年以上従事したものであること。
三 有害液体物質の処理に関する知識	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格であつて、これらより上級の資格に就いた後一年以上船舶船員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二 大学等において化学に関する科目を修得して卒業した者であり、かつ、有害液体物質の取扱に関する作業又はこれと同等と認められる作業に三年以上従事したものであること。
四 有害液体物質を輸送する船舶における火災、爆発及び消火実務	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格であつて、これらより上級の資格に就いた後一年以上船舶船員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二 大学等において化学に関する科目を修得して卒業した者であり、かつ、有害液体物質の取扱に関する作業又はこれと同等と認められる作業に三年以上従事したものであること。
五 検知器具及び保護員の取扱方法	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格であつて、これらより上級の資格に就いた後一年以上船舶船員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二 大学等において医学又は工学に関する科目を修得して卒業した者で、その後二年以上保護員に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
六 災害防止対策	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に就いた後一年以上船舶船員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
七 海上汚染防止対策	三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格であつて、これらより上級の資格に就いた後一年以上船舶船員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法令	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格であつて、これらより上級の資格に就いた後一年以上船舶船員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 二 大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者であること。 三 国又は地方公共団体の公務員として、船員に関する法令に関する事務に従事した者であること。